資料4

平成２５年２月２２日
第９回法曹養成制度検討会議
法曹養成制度検討会議委員　田島　良昭

法曹有資格者の活動領域の在り方についての意見書

１　司法制度改革に伴い、法曹人口が増加したものの、新しい活動領域での法曹有資格者に対する需要は想定したほど増加していないのではないかという指摘がある。しかし、法曹有資格者を必要とする活動領域は、潜在的にはまだまだ多く存在している。社会のあらゆる分野について潜在的に存在する活動領域を掘り起こし、拡大させていくことが、必要かつ重要である。

２　法曹養成制度検討会議の第１回会議では、企業、地方自治体、海外展開業務の各分野について、活動領域の拡大が特に期待されるとの整理がされた。

私は、地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会に出席し、関係者からのヒアリングなどをしてきた。法曹有資格者が従来ほとんど活動していなかった地方自治という分野においても、法曹有資格者が地方自治体に入ってその能力を発揮する余地は大きく、これによりその地方自治体の住民の人権を守ることにもつながることが確認できた。

「企業」については、営利企業のみならず、私が長年携わってきた社会福祉法人を含め、あらゆる法人について、法曹有資格者を必要とする活動領域があると考える。社会福祉法人について申し上げれば、社会福祉法人内に法曹有資格者を採用し、法的助言を受けるなどすることにより、本来法曹有資格者が必要であるのにその必要性に気が付かないまま放置されていた方々を含め、障害者や高齢者など施設利用者に法的支援の手をさしのべる機会が提供できる。また、社会福祉法人に限らず、営利企業を含むあらゆる法人に共通していると思うが、コンプライアンス体制の構築やその維持、利用者その他の関係者とのトラブルなどの未然防止や早期解決の実現に資し、ひいては、社会に対してよりよいサービスを提供することにつながると考える。私が理事長を務める社会福祉法人では、意見交換会の場に提出した意見書（その概要は別添のとおり。）でも触れたとおり、現在、日本司法支援センター（法テラス）から、スタッフ弁護士の研修派遣を受け入れているが、社会福祉法人における弁護士の役割として、これまで必ずしも気付いていなかった点についても、法律専門家を関与させることの必要性・重要性を実感している。このように法曹有資格者の必要性・重要性が認められるところであ

るが、財政基盤の弱い社会福祉法人のような法人であっても、法曹有資格者を活用できるような財政的な支援の仕組みが必要であると考える。

　また、海外展開業務の分野についても、従来、法曹有資格者は、その圧倒的多数が日本国内で完結する業務を行ってきたと思うが、グローバル化が進む中、海外に展開する企業にとって法曹有資格者に対するニーズは当然にあるであろうし、国際社会における我が国の存在感を高めるためにも、法曹有資格者がもっと海外に目を向けていくべきであると考える。

３　弁護士の数が増加したことによって、弁護士と隣接士業との競合分野では競争が激しくなりつつあるとの指摘もあるが、法曹有資格者でなければ担い得ない分野も存在しており、そのような分野に法曹有資格者が積極的に進出していくことが望まれる。この点、企業、地方自治体、海外展開業務の３分野について、活動領域の拡大が特に期待されると整理されたのは適切である。もっとも、法曹有資格者の活動が必要とされるのは、この企業、地方自治体、海外展開業務の３分野にとどまるものではない。

　たとえば、私が携わっている社会福祉の分野において法曹有資格者の必要性・有用性を実感していることは、先に述べたところであるが、例えば、学校教育の分野においても、最近議論されているいじめ問題をめぐる対応や、教員と保護者との間などに生ずるトラブルへの対応など様々な場面で法的な対応が必要であり、法曹有資格者が教育委員会や学校に入っていって積極的に関与していく必要があることは明らかだと思う。

　さらに、現在政府全体の政策としても推し進めていると再犯防止に関しても、罪を犯した者の社会復帰のために、法曹有資格者、特に弁護士が果たす役割は大きく、これもまた、法曹有資格者の新たな活動領域である。罪を犯した者が罪を償った上で円滑に社会復帰することは、いわば刑事司法手続の出口であって、被告人に寄り添うべき立場にある刑事弁護人の本来業務であるともいえよう。にもかかわらず、従来、弁護士は、刑事弁護人として被疑者・被告人段階にある者のための防御活動が中心であり、就労先や居住先の確保などの社会復帰に向けた活動が必ずしも十分ではなかった上、裁判が終了した被告人の社会復帰への支援は、必ずしも十分には行われてこなかった。国選弁護人による社会復帰支援に向けた活動を国選弁護報酬の対象としたり、弁護士が刑事裁判が終了した後も元被疑者・被告人の社会復帰への支援に関わることができる制度を設けるなど、国としてきちんと制度設計を行って、罪を犯した者の社会復帰を実現するために弁護士を活用し、再犯防止を実現することが必要不可欠である。

４　法曹有資格者を必要とする活動領域が潜在的にこのように多く存在しており、そのような分野に法曹有資格者の活動領域の拡大を進めていくためには、それぞれの分野に応じて専門性を持った法曹有資格者が養成されるようなシステムや基盤を確立する必要がある。また、法的支援を必要とする潜在的な利用者が法曹有資格者に容易にアクセスができるよう、その敷居を低くする必要があり、そのためのシステムや体制も必要である。ときには、法曹有資格者の側からそのような潜在的利用者に積極的に近づいていくことも重要である。

　法曹有資格者、特に弁護士の海外展開は、現在、もっぱら個々の弁護士や法律事務所ごとの活動にゆだねられ、極めて限られた規模にとどまっていると聞いている。やはり、国として支援していくことが必要である。法務省が中心となって、関係機関・団体と連携して、海外に展開する法曹有資格者を支援する体制を作るべきである。

　また、特に社会福祉の分野に当てはまると思うが、採算面の問題から、一般の弁護士の手が行き届きにくい分野が残ってしまうことが危惧される。このような危惧に対する１つの方策として、例えば、法テラスのスタッフ弁護士の活用が期待される。法テラスという公的機関に属しているスタッフ弁護士は、このような分野についても積極的に取り組むことができるパイオニアのような役割を果たすことができ、スタッフ弁護士の活動を通じて市場としての有意義性を示すことができれば採算面の問題も改善され、一般の弁護士もその後に続くことによって、法曹有資格者の新しい活動領域が確立されていくのではないかと考える。

　そのための具体的な提案として一例を挙げると、法テラスは、福祉機関との連携を深め、高齢者や障害者の抱える福祉分野・法的分野の問題の早期発見・解決に努める「司法ソーシャルワーク」という取組を進めているところであるが、法テラスのスタッフ弁護士と福祉との試行的な連携事業を実施するモデル地区やモデル施設を指定して、これを実施するべきである。これによって、福祉の分野に存在する潜在的なニーズが開拓され、この分野における法曹有資格者の必要性と重要性が広く関係者や社会に認識され、弁護士と福祉機関とが連携する「司法ソーシャルワークモデル」が確立していくと思われるのである。

５　このように、法曹有資格者の活躍が求められる領域は、まだまだ潜在的には多く存在しており、法務省、日弁連、法テラスを始めとする関係機関が連携し、積極的に取組を進めていくことが必要である。

（別添）

１　現在、社会福祉法人南高愛隣会は、日本司法支援センター（法テラス）から、スタッフ弁護士の研修派遣を受け入れている。今回の研修は、福祉機関の業務運営に当たって法律専門家の意見を聴く必要性を認識させられるなど、大変有益で実り多いものと感じている。

２　法テラスは、司法ソーシャルワークと称して、福祉機関との連携を深め、高齢者や障害者の抱える福祉分野・法的分野の問題の早期発見・解決に努める取組を進めていると聞いている。今回の研修は、法テラスが司法ソーシャルワークの取組を進める上で有意義であり、法テラスのサービスの質の向上にも貢献できるのではないかと期待している。

３　司法ソーシャルワークの取組は、時間と手間がかかりながら、採算面から魅力がある業務とは言い難く、一般の弁護士の手が届きにくい分野であり、公的な機関である法テラスのスタッフ弁護士の活躍が期待される。

罪を犯した障害・高齢者の社会復帰に関しても、その障害となり得る法的問題の解決は、手間と時間がかかりながら、高い報酬を得られるものではないため、同様に、スタッフ弁護士の活躍が期待できる分野と考えている。

４　弁護士人口が増加しても、採算面の問題から一般の弁護士の手が届きにくい領域が残り、場合によっては、競争激化により、儲けにならない分野の切り捨てが進むのではないかと懸念される。

スタッフ弁護士は、法的支援が必要なものの採算面から一般の弁護士の手が届きにくいケースにも積極的に取り組めるパイオニア的存在として重要な存在であり続けるものと思われる。スタッフ弁護士が法的支援の必要な領域を積極的に開拓していけば、一般の弁護士も後に続きやすいと思われる。

スタッフ弁護士の重要性に鑑みると、全国にスタッフ弁護士が配置されていない地方があることは理解しがたい。スタッフ弁護士については、全国の事務所に配置されること、人数を増やすことが必要と思われる。

スタッフ弁護士が良質なサービスを提供するため、法テラスの努力に加え、日本弁護士連合会や弁護士会も最大限の協力をする必要があると思われる。